

# 高知くらしの護身術

188

## 銀行が破綻したら

### 決済用預金は全額保護

(2010年11月9日掲載原稿)

1990年代初頭まで「金融機関の経営破綻（はたん）はめったにない」と思われていましたが、90年代半ば以降は珍しいことではなくなりました。最も身近な金融機関である銀行が破綻した場合の消費者保護措置について調べてみましょう。

銀行が破綻した場合、決済用預金である当座預金や利息の付かない普通預金は全額保護されます。また、預金保険制度の対象となる預金は元金1千万円までと、その利息が保護されることになっています。

預金保険制度の対象預金とは主に国内の円預金（利息の付く普通預金や定期預金、定期積金）ですが、外貨預金や無記名預金などは含まれません。なお、ネット銀行の預金も預金保険制度の対象となっています。

また、郵政民営化以前に預けられた定期性の郵便貯金については、原則として満期まで政府による支払い保証が継続します。通常郵便貯金や通常貯蓄貯金などはゆうちょ銀行に引き継がれ、民営化以後に預けられた預金と同様に預金保険制度の対象となります。

一つの銀行に対する預貯金額が、普通預金と定期預金の合計で1千万円を超える場合、金利の低い普通預金から優先的に支払いが行われます。たとえば普通預金400万円、定期預金800万円の場合、普通預金は全額支払われ、定期預金のうち600万円が支払われることとなります。

預金保険制度で保護される額を超える預金を保有している人は、面倒でも複数の銀行に分散預金することを考慮に入れたほうがいいでしょう。